

令和五年三月第二回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに、心から厚くお礼を申し上げます。

二月六日のトルコ南部を震源とする大地震により、トルコ共和国並びに隣国のシリア・アラブ共和国において甚大な被害が発生しました。特に、トルコ共和国におかれましては、本市の豪雨災害の際にも友好的な支援をいただいております。今回の大災害には大変心を痛めております。二月十七日には関係者の意向や被災地の状況等を踏まえ、熊本県トラック協会人吉球磨支部の御協力により、本市に備蓄している毛布やテントなどを中継先である福岡県内の施設に届けさせていただきました。

犠牲になられた方々に哀悼の意を表し、被害に遭われた全ての皆様に御見舞い申し上げますとともに、一日も早い両国の復旧、復興をお祈り申し上げます。

私が市長として市民の皆様への負託を受け、市政の舵取りという重責を担わせていただいております。本日の開会となりました市議会定例会は、この四月に任期満了となる私、そして議員各位にとりまして最後の定例会となります。この間、市議会において議論を交わし、議員各位をはじめ多くの市民の皆様への御理解、御支援を賜り、また、時に厳しい御意見や御指摘もいただきましたが、全て市政発展への激励と受けとめており、心から感謝申し上げます。

振り返れば、令和元年五月二十一日開催の第二回人吉市議会臨時会の冒頭において、令和という新しい時代の幕開けに期待を募らせながらも、市政における根本的課題へ挑戦していくことをお約束いたしました。しかしながら、その後の世界的な新型コロナウイルス感染症拡大への対応、令和二年七月には豪雨による未曾有の大災害に見舞われ、本市最大の危機的状況の中で市政の大転換を余儀なくされました。

このことは、災害からの復旧、復興に大きく舵を切ったことはもちろん、二度とこの悲劇を繰り返さないための地域防災力の強化や、近未来のものとして予測していた地域の抱える課題が時代を超えて一気に顕在化したことから、復興計画の策定や、その後の復興まちづくり計画の中に施策等を位置づけ、対策を講じながら今日を迎えております。

一方、災害からの復旧、復興に傾注する中で、継続的に取り組んできた事業の休止や中断、延期など、市民の皆様の要望に応えることが叶わず、市民生活や市民サービスへの影響が少なからず生じたことも事実であり、大変申し訳なく、自省しているところでもあります。

そのようなことも踏まえ、現在、策定準備を進めている第六次人吉市総合計画の後期基本計画は、復興計画をも包含させたものとして予定しており、復旧、復興を第一義としながらも、発災前から現在に至る地域課題にもしつかりと向き合った、市の均衡ある発展に期する計画にしなければならぬと考えております。

豪雨災害によって、尊い人命をはじめ余りにも多くのモノやコトを失い、また、感染症のパンデミックによる社会経済への影響によって、ここ数年は本市にとって最大の危機ともいえる苦しく厳しい期間を経験しました。この苦難を前向きに捉えるなら、被災したことにより待ったなしで市の将来の姿を描く必要があります、それも抽象的な漠然としたも

のではなく、確実にソフトに裏付けされたハード整備等を伴うもので、二十年後、三十年後の人吉の姿を描き、新たなビジョンとして市全体で共有し具現化していかなければなりません。

特に、少子高齢化の進展など慢性化する人口減少社会という現状にあつて、更にマイナスからの出発ではありますが、新たなまちづくりのスタートラインに立った私たちの彼方には、我々だけが思い描くことができる人吉の未来があり、現在の市にとって最も必要な希望や理想を胸に進めていくことが肝要だと考えております。

発災以降、現在まで国、県、全国の自治体をはじめ、多くの関係機関、関係の皆様にも大なる御支援、御尽力をいただきながら、復旧復興に係る問題、課題等の解決や、行政機能、行政サービスの維持・拡充に取り組んでまいりました。この場をお借りしまして、改めて御礼申し上げます。今後は、受援地としての経験を生かし、感謝をもって他の地域の災害対応、災害復旧等への貢献にも努めてまいりたいと存じます。

今議会は、先程申し上げましたように今期最後の市議会定例会でございますので、これまで議員各位並びに市民の皆様と共に取り組んでまいりました市政を振り返り、総括して申し上げてまいりたいと存じます。

はじめに、令和二年七月豪雨災害の復旧復興に関しまして、これまでの経緯や現在の状況等について申し上げます。

防災対策関係でございますが、豪雨災害では、本市でも災害関連死を含め二十一名の尊い人命が失われ、また、住まいや事業所など多数の家屋が被災し、更には道路や橋梁、農地、山林なども大きな被害を受けました。また、発災直後から、人命救助を最優先に、避難所の開設、応急住宅など住まいの確保、市中に堆積した災害土砂の撤去、災害廃棄物の処理など、次々と降りかかる課題の解決に、市の総力を挙げて取り組んでまいりました。この数々の難題に対し、行政規模としては決して大きくはない本市が単体で取り組んでいくことは簡単ではなく、発災後すぐに駆けつけていただいた多くのボランティアの方々をはじめ、国、県、全国の自治体、消防、警察、医療機関など、あらゆる関係の皆様のお力をいただいたことに対し、深く感謝を申し上げます。

このような中、豪雨災害での経験を踏まえ、大規模災害など有事における防災体制の見直しに着手したところであり、早期避難を促す手段として、防災ラジオや想定最大規模の浸水想定区域図を全世帯に配布したところです。また、緊急時の警報サイレンの吹鳴や実績浸水深の標識設置、河川、気象、避難の防災・災害情報を集約した防災ポータルサイトの構築、そして市ホームページ、市公式LINE（ライン）、ツイッター、フェイスブックなどを活用し、情報伝達手段の多重化を図っております。加えて、スマートシティ構想に資する取組の一環であり、平時、有事双方において、現状を視覚的に認識していただくための施策として、水の手橋にライティング防災アラートシステムを構築したところでございます。

一方、被災した指定避難所については、西瀬コミセンを西瀬小学校に変更するなど見直しに取り組んでおります。また、避難所施設につきましましては、マンホールトイレや備蓄倉

庫の設置、市内全小中学校体育館への空調設備の整備などを行ったところであり、更に、避難所運営においては、スムーズな受付が可能となるようデジタル避難所サービスを開始するとともに、簡易ベッド、プライベートメントなどを整備したところでございます。

地域における防災力の強化策としましては、自主防災組織の再構築や、地区防災計画及びコミュニティタイムライン、マイタイムラインの策定支援に加え、防災の専門性を有する地域防災官を新たに任命し、町内や事業所の出前講座、自主避難訓練などの場において、地域の皆様への防災啓発活動に取り組んでおります。さらには、世帯ごとの災害リスクの軽減策として、市内全域を対象に、水災補償を付帯した火災保険等に加入された場合に保険料の一部を助成する制度を創設しております。

また、消防団につきましても、被災した詰所の復旧に加え、積載車両や小型ポンプの修繕、再取得などを行ったところでございます。

このような取組に加え、昨年に引き続き、「避難行動を確認する日」として、全ての市民を対象とした防災情報伝達訓練を計画しております。市民の皆様は早く、確実に避難情報をお伝えできるよう、防災行政無線によるサイレン吹鳴に加え、市公式LINE、フェイスブックなどを活用した実践的な訓練を行いますので、皆様の御協力をお願いいたします。

青井、中心市街地、両地区内の被災市街地復興推進地域における事業の進捗状況でございますが、青井地区につきましては、事業主体である熊本県に対し、去る二月七日、土地区画整理事業に係る事業計画について国からの認可が下り、二月二十一日に事業計画決定の公告がなされたところです。この決定により、令和五年度は、熊本県と連携し工事着手に向けて詳細な測量や設計を進めるとともに、土地評価基準や換地設計基準等のルールのもと、換地設計とその後の仮換地の指定の開始に向け事業を進めてまいります。また、並行して、県においては、建物調査が必要となる権利者について、建物の調査・補償費の算定を実施し、市においても、土地区画整理区域外で実施する避難路整備に必要な用地測量を進めてまいります。

一方、中心市街地地区におきましては、去る一月二十一日に住民説明会を開催し、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業に係る事業計画（案）について説明を行いました。参加された方からは、山田川の河川整備や宅地の嵩上げ等に係る御意見をいただいております。事業計画（案）の縦覧、意見書の提出といった手続きを経て、現在、事業計画の認可に向けた申請手続きを進めております。

今後も引き続き、地域住民の皆様や熊本県と緊密な連携を図りながら、被災された方々の一日も早い生活再建と賑わいのあるまちの再生に向け、事業の迅速な推進に努めてまいります。

避難路整備関係でございますが、早く、確実に避難するための路線の整備は、復興事業における重要課題であり、「災害に負けないまちづくり」を推進していくためにも、早急に取り掛からねばならない施策であると存じます。このような中、一月下旬から地区ごとに避難路整備計画についての説明会を開催しており、各会場でいただいた御意見等も参考に、事業化路線の検討を進めてまいりたいと存じます。

球磨川流域治水対策関係でございますが、令和二年七月豪雨において、本市を含む球磨川流域市町村に甚大な被害が発生したことを受け、同年八月に設置された「令和二年七月球磨川豪雨検証委員会」における検証、更に三十回にわたる関係市町村長、関係団体、事業者、住民の方々との意見交換を踏まえ、同年十一月十九日に蒲島熊本県知事が「命と環境を守る『流域治水』を進め、その一つとして新たな流水型のダムを国に求める」ことを表明されております。併せて、「新たな流水型のダムが球磨川流域の安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要がある」との考えから、客観的かつ科学的な環境影響評価を国に求められたところです。

その後、国において、球磨川水系河川整備基本方針の見直しと、球磨川における今後おおよそ三十年間の具体的な河川整備の目標や内容が示された球磨川水系河川整備計画が、河川管理者である国及び熊本県において昨年八月九日に策定されております。内容としましては、流下能力を向上させる対策としての堤防整備や河道掘削などの河川整備に加え、流量を低減させる対策として、川辺川における流水型ダムや遊水地の整備、既存ダムの有効活用など多岐にわたる計画となっております。

このような中、昨年十二月二十五日に、熊本県副知事を座長とした、流域十二市町村及び流域住民、有識者で構成される「第一回新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み」の会議が設置され、事業の方向性と進捗の確認や、情報について県民への周知を図る仕組みの構築がなされたところです。流水型ダムの建設については多様な御意見があることは十分に認識いたしておりますが、球磨川流域の治水安全度の向上のため、市内の中心部を球磨川が貫流する人吉市の市長として早期完成に期待をします。球磨川水系河川整備計画の基本理念である「緑の流域治水」による、球磨川流域における「命と環境の両立」、「令和二年七月豪雨からの復旧と創造的復興」、「持続可能な発展」の実現に向け、国、県、関係機関と協働し、そしてなによりも、市民をはじめ球磨川流域にお住まいの皆様と共に、治水安全度の向上に資する取組に尽力してまいりたいと存じます。

本市の貴重な地域資源である球磨川の安全性、親水性、周遊性を向上させ、かわを活かしたまちの賑わいづくりを促進することを目的とした「かわまちづくり」関係でございますが、現在、かわまちづくり協議会委員の皆様、そして具体の施策を検討いただく同実行委員会委員の皆様と共に、球磨川・人吉地区かわまちづくり計画の変更に伴う協議を重ねております。

本市のかわまちづくり計画については、令和二年三月に国土交通省から認定登録を受け、ておりましたが、直後の令和二年七月に豪雨災害が発生し、市内全域が甚大な被害を受け、計画自体の見直しを行う必要が出てまいりましたことから、変更登録に向けた協議を昨年十一月二十一日の第一回協議会を皮切りに再開したところです。これまでに、中川原公園での現地説明会や球磨川沿いの現地視察などを開催しており、委員の皆様から様々に御意見をいただいているところでございます。同計画については令和六年度中の変更登録を予定しており、今後かわまちづくり協議会の皆様と共に、かわとまちが一体となった賑わいのあるまちづくりに資する活動を展開してまいりたいと存じます。

JR肥薩線関係でございますが、これまで百年以上にわたり、沿線地域の生活を支え、地域の産業、経済、文化の振興に大きな役割を果たしてきた肥薩線の復旧は、今後の地域を支え観光需要の喚起を図る上では、その重要性や価値はますます高まるものと考えております。これまでも、肥薩線利用促進・魅力発信協議会によるJR九州への継続的な要望活動に加え、令和四年三月には肥薩線復旧を願うアピール集会を開催し、沿線の各団体や住民の皆様と共にその想いを強く共有してまいりました。また、同じく令和四年三月に、国、熊本県、JR九州の三者で設立された「JR肥薩線検討会議」におきましても、鉄道での復旧について検討することが確認され、現在、鉄道を軸とした地域振興・活性化に取り組むための再生ビジョン・活用策の策定に向けた調査・検討事業が進められております。さらに、令和四年四月に熊本県や本市を含む関係自治体により設立した「JR肥薩線再生協議会」におきましては、復旧に向けた方策の検討や持続可能な公共交通の確保に向けた今後の活用促進策等について検討を重ねているところです。

このような中、肥薩線の川線を走る姿で鉄道ファンをはじめ多くの人々を魅了してきたSL人吉が、令和六年三月をもって引退することがJR九州から発表されております。百歳に到達する車体で本地域の観光を牽引してくれたSL人吉の引退は、この蒸気機関車のかつての保存場所であり活躍の場でもあった人吉市の市長としても非常に残念で、寂しい気持ちを抱いたところです。これは市民の皆様のお気持ちも同様ではないかと感じており、SL人吉の引退後は、ぜひ人吉での保存、展示を望むといったお声や要望等を多数いただいております。私もまた、最後は人吉を終着駅にしてもらいたいという想いを強く持つておりますことから、観光関連など関係団体の皆様ともしっかりと連携し、本市での保存、展示の実現に向け、JR九州や関係機関と粘り強く協議を重ねてまいりたいと存じます。

また、肥薩線と同じく甚大な被害を受けたくま川鉄道関係でございますが、中でも球磨川第四橋梁の流出は、くま川鉄道の復旧にとって、時間的にも、そして財政的な面からも大きな損害でありました。特に、地域の子供たちの多くが通学に利用していたことから、被災後、速やかに不通区間での代替バス運行を開始するなど、通学手段の確保に努めたところです。発災から一年四箇月後の令和三年十一月には、肥後西村駅から湯前駅間において部分運行を再開し、残りの区間につきましても、球磨川第四橋梁の架け替えと併せ、早期の復旧を目指しております。くま川鉄道の全線運行再開は、本地域の住民にとって悲願でもありますことから、国、県、関係機関と共に、令和七年度中の復旧完了を目指し鋭意取り組んでまいります。

被災者支援関係でございますが、被災された方々の早期の生活再建のため、これまでも様々な施策を実施してまいりました。発災から約四箇月後の令和二年十月三十日には地域支え合いセンターを設置し、応急住宅入居者や在宅避難者などの生活支援や現状把握を行うため、巡回訪問等を通して被災者の健康状態や生活環境、困りごと等をお聞きし、国や県など関係機関と連携しながら、生活や住まいの再建に向け、継続して支援を行ってまいりました。同センターでは、訪問や電話、文書等を通じ、これまで延べ六万回を超える支援を実施しており、支援済み世帯の割合も、一月末日現在で八五・〇八パーセントに達し

ております。

また、住まいの再建につきましては、建設型応急住宅や賃貸型応急住宅、市営単独住宅の整備等により、住まいの確保を優先して支援してまいりました。被災された世帯の応急住宅への入居状況につきましては、二月十七日現在で、建設型応急住宅に入居された総世帯が三百七十世帯、現在も入居されている世帯が百九十一世帯、既に退去された世帯が百七十九世帯でございます。賃貸型応急住宅につきましては、入居総世帯が五百三十五世帯、現在入居世帯が百十九世帯、退去世帯が四百十六世帯で、市営単独住宅への一時入居総世帯が百五十五世帯、現在入居世帯が六十一世帯、退去世帯が九十四世帯となっております。

このような中、応急住宅における孤立の防止を図り、コミュニケーションの場を創出するため、建設型応急住宅においては、毎月一回、なんでも相談会やオープンカフェを開催しており、お住まいの皆様のご自主活動としても、編み物サークルやラジオ体操なども開催いただいております。さらに、多数のボランティアに御協力をいただき、見守り体制の強化など、延べ千二百七十回にわたる支援活動に取り組んできたところです。

発災から約二年八箇月が経過する中、被災者の皆様の生活や住まいの再建は徐々に進んでいるものと実感しておりますが、支援を必要とされている方々も多数おられますことから、早期の生活再建、住まいの再建のため、きめ細かな支援を継続してまいります。

建設型応急住宅の活用関係でございますが、現在、西間第一仮設団地及び下原田第一仮設団地につきましては用地取得が完了しております。令和五年度は、西間第二・第三仮設団地の地権者の皆様と協議を進め、用地が確定した団地から順次、再建に向けた住戸改修や外構工事の設計など準備を進めていく予定としております。

一方、災害公営住宅関係でございますが、相良町に建設中の買取型災害公営住宅につきましては、令和六年一月の入居開始を目指し順調に工事を進めております。東校区地区に整備予定の買取型災害公営住宅につきましては、昨年十一月の事業者選定が不調に終わり、改めて事業者の募集・選定を進めているところです。三月下旬には事業者を決定する予定であり、入居時期に関しましては、令和六年の夏頃を予定しております。

また、両災害公営住宅の入居世帯に関しましては、昨年十一月に本申込みを受け付け、十二月に世帯数が確定しております。仮申込みの時点では百七十五世帯が入居を希望されておりましたが、それぞれの御事情により、最終的には当初より十世帯減の百六十五世帯を整備することといたしました。このような状況から、東校区地区に整備予定の災害公営住宅については、整備戸数を五十五戸から四十五戸に変更しております。入居を心待ちにされている方々も多くおられますことから、被災された皆様の一日も早い生活再建、住まいの再建のため、地域住民の皆様の御理解を賜りながら事業を進めてまいります。

中川原公園関係でございますが、流域の治水安全度を高める方策として、現在、国による公園の地盤を下げる工事が行われており、来月までに完了する予定となっております。今年の秋頃には芝張りなどの工事を市の施工にて行う予定としており、これからも市民の憩いの場として末永く愛される公園となりますよう、鋭意整備を進めてまいります。

公共土木施設災害復旧関係でございますが、被災した道路三十八箇所、橋梁五橋、河川

十二箇所について、国土交通省の権限代行で復旧工事を行っている天狗橋を除き、今年度内での完了を目指し工事を行ってまいります。

また、県道人吉水俣線の西瀬橋につきましても、国土交通省による迅速な仮橋の設置、その後の本格復旧により、無事、二月十九日に開通いたしております。同橋は市民の生活道路や児童生徒の通学路として重要な橋でございますので、早期の復旧に御尽力いただきました関係の皆様へ、改めて感謝申し上げます。

上水道関係でございますが、人吉市水道事業ビジョンに基づき、安全で安定した水道水の持続的な供給に資するための事業に取り組んでおります。老朽化した原城配水池の改修につきましては、豪雨災害に伴う法面復旧工事のほか、基礎杭打設のための地下防空壕の充填工事が完了しております。また、復旧工事が完了した西瀬橋につきましても、引き続き配水管添架工事を実施するとともに、給水区域内の基幹管路等につきましても、老朽化の度合いなどを鑑み、耐震性のある水道管への更新を計画的に進めていくこととしております。

公共下水道事業関係でございますが、豪雨災害で被災した人吉浄水苑につきましては、今年度中に復旧見込みとなっております。また、雨水、汚水ポンプ場六箇所につきましても、令和五年度の復旧完了を目指してまいります。

被災した中心市街地における下水道施設の計画につきましては、被災市街地復興土地区画整理事業と並行し、雨水、汚水施設の整備を進めてまいります。

浄化槽関係でございますが、令和三年度から浄化槽設置に対する補助制度を設けております。また、し尿汲み取り便槽や単独浄化槽から合併浄化槽への転換促進についても補助制度を設けており、生活排水処理など住環境の改善に努めております。なお、一般住宅の新築につきましては県補助の廃止により一部減額となりますが、被災住宅の新築につきましても従来は補助制度を維持してまいります。

農地・農業用施設及び林道の災害復旧関係でございますが、被災した農地百四ヘクタール及び農業用施設百二十八件、林道十一路線二十二箇所につきましては、一部工事を除き、今年度内での完了を目指してまいります。

豪雨災害で農業用機械や倉庫などが被災された農業者へ支援を行う「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）」でございますが、今年度、事業が完了しております。申請いただいた九十八件の農家に対し、約六億四千二百八十万円の助成を行っております。早期の営農再開に向けた支援ができたものと存じます。

豪雨災害により被災された商工業者への支援関係でございますが、なりわい再建支援に関しましては、熊本県や人吉商工会議所、人吉しごとサポートセンターをはじめとした関係機関が連携し、令和二年度から今年度まで、合わせて二百九十九件の補助が採択されるなど、被災事業者の意向に沿ったきめ細かな支援に努めてきたところです。一方、復興事業等の関係により申請を行われていない事業者も複数おられますので、令和五年度以降も申請が可能となるよう、国や県に対し、今後も働きかけを行ってまいりたいと存じます。

中心市街地活性化関係でございますが、紺屋町界限において民間主導により建設が進め

られておりました「人吉紺屋小町」につきましては、去る十二月一日に開業されております。現在、仮設商店街からの移転事業者と、新規に創業された事業者の二店舗が入居されており、復興が進む中での食の魅力の発信拠点として、中心市街地の賑わい創出に寄与していただけるものと期待するものでございます。

また、人吉商工会議所の主催により開催いただいております「紺屋町HITONOWAマーケット」でございますが、今年度も七回開催されております。昨年度から定期的開催いただいたこと、また、ハロウィンやクリスマスなど、季節ごとに企画イベントを実施いただいたことで、地域住民をはじめ市内外の皆様に根付いたイベントとなったものと存じます。会場となりました人吉復興コンテナマルシェにおきましても、次年度以降リニューアルされ、新たにスタートされると伺っておりますので、同マーケットにおいても今後も引き続き開催いただき、人が集まる、笑顔があふれる商店街の再生につなげてほしいと心から願っております。

仮設商店街関係でございますが、モゾカタウン人吉駅前につきましては、店舗の再建の遅れや市内のテナント不足等の事由により、令和五年度以降も十五事業者が継続して入居を希望されておられることから、設置期間を一年延長したところでございます。また、モゾカタウンくまりばにつきましては、全ての事業者が退去されたことから、建物の撤去を行ったところでございます。人吉駅前に入居されている事業者の一日も早い本格再建に向け、本市としましても、関係機関と協働し、支援を継続してまいります。

豪雨災害では、本市の主要産業である観光面においても甚大な被害を受けており、誘客に欠かせない宿泊施設においても、市内全体の約七割に当たる二十七の施設が被災されており、そのような中、被災後に廃業された事業者もおられますが、現在、一部再開を含め、二十の事業者が営業を再開されております。施設の改修、修繕については、なりわい再建支援補助金のほか、国の「既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業」や「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」を活用いただき、これまでに以上に各施設が持つ魅力を向上させた改修等を実施いただいております。

市内各所に湧き出る温泉や球磨川と一体となった風景など、自然と調和した観光立市を謳う本市の魅力を更に活かすためには、宿泊施設の復旧は早期に成し遂げなければならぬ喫緊の課題でございます。コロナ禍や肥薩線の不通等の影響もあり、観光客の入込数は以前の水準までは回復しておりませんが、令和二年度から毎年実施している宿泊割引事業や、人吉ひかりの復興プロジェクト、球磨川・人吉地区かわまちづくり事業など、様々な取組と連携しながら、観光都市人吉の復活に向け、全市一丸となって魅力ある観光施策を展開してまいります。

コミュニティセンターの災害復旧状況でございますが、東西コミセンにつきましては、国からの御支援をいただき、現地での原形復旧に向け昨年八月から工事に切り掛かっており、今年四月からの利用再開に向け、予定どおり工事は順調に進んでおります。

西瀬コミセンにつきましては、東西コミセン同様、国からの御支援をいただき工事を進めております。復旧は隣接地への移転新築を計画しており、被災した建物の解体工事が昨

年九月に完了し、現在、移転予定地の造成工事を進めているところでございます。新しいコミセンの建設に關しましては、造成工事完了後速やかに行うこととしており、令和五年度中の完成を目指しております。施設の完全復旧には今しばらくの期間を要しますことから、利用者の皆様には大変御不便をおかけいたしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

社会体育施設の復旧關連でございますが、豪雨災害後、約半年間に渡り指定避難所として使用してりました人吉スポーツパレス大アリーナにつきましては、昨年度、床面及び空調熱源設備の改修工事を完了し、今年度から利用を再開しております。また、第二武道場につきましては、熊本地震に伴い庁舎機能の一部を移転し、市庁舎第二別館として使用してりましたが、庁舎機能の閉鎖後、床面などの改修工事を行い、今月から利用を再開したところでございます。

また、豪雨災害により一部が被災した市民プールにつきましては、管理棟の床面や空調などの復旧を行い、昨年度から五十メートルプールを除いて営業を再開しております。しかしながら、従前からの課題であった施設全体の老朽化等が激しく、これからの市民プールの方向性についても改めて検討する必要があることから、スポーツ団体や外部有識者などで構成される人吉市民プール検討委員会を設置し、今後の市民プールの在り方等について協議を行っていただいたところです。同委員会では、諮問に応じ、八回にわたる熱心な御議論をいただき、昨年十二月、「新たなプール建設の検討を早急に開始すべき」との答申をいただいております。子供から高齢者まで、幅広い年齢層に対応した遊泳環境の確保は、市民のスポーツ振興や日頃からの健康増進の場づくりにもつながっておりますので、答申内容を真摯に受け止め、新プール建設等も視野に検討を進める予定としていただいております。

人吉城歴史館の復旧に關しましては、これまで有識者会議や関連団体等との意見交換を重ねてきたところでございます。この会議等の場における参加者からの主な御意見として、国指定史跡人吉城跡内に位置することが重要であるとの認識のもと、現地での原形復旧を望む声が多くございましたことから、改めて同施設の持つ魅力や市民の皆様の想いなどを確認したところでございます。

本市といたしましても、被災した麓・老神地区の復興に向けた重要な拠点であると認識しておりますことから、史跡の景観保護の観点からも施設の嵩上げは行わないこととし、更には会議等での御意見も踏まえ、現地での原形復旧を行う方針を固めたところでございます。復旧に当たりましては、まちづくりの方向性やガイダンス施設としての機能性、文化財等の展示方法、防災面など課題もございますが、今後も関連団体等と検討を重ね、令和六年度中の復旧完了を目指してまいります。

文化財保護事業關係でございますが、今年度は、被災した史跡人吉城跡や史跡大村横穴群の災害復旧に關する事業を最優先に実施してまいりましたが、令和五年度につきましても同様に、復旧関連工事を集中して進めてまいります。

主な事業としましては、史跡大村横穴群法面崩落箇所復旧、史跡人吉城跡北外曲輪陥没

復旧、被災した展示文化財の復旧の各工事を実施する予定です。また、御館跡西側石垣の修復につきましては、隣接する歩道が児童生徒の通学路であること、更に市民や来訪者の安全確保の面も鑑み、早期の復旧を行ってまいります。そのほか、指定文化財や国登録有形文化財、地域でコミュニティの場として長い間活用されてきた祠や御地藏さんなど、地域等からの御要望にお応えしながら、鋭意復旧を進めてきたところでございます。

豪雨災害を受け、本市の復旧復興に向けた取組を進めるため、発災直後から、また現在も、全国の自治体から中長期的に職員を派遣いただいております、これまでに二十七の自治体から延べ八十一人の応援職員に、復旧復興業務に従事いただいております。貴重な人材を本市に派遣いただいた各自治体の皆様、応援職員の皆様、調整等に御尽力をいただいた熊本県をはじめ関係機関の皆様に、心から感謝を申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症関係でございますが、同ウイルスが国内で初めて確認されてから三年余りが経過いたしました。この間、幾度となく感染拡大の波が押し寄せ、時には緊急事態宣言が発令されるなど、国民の生活にも大きな変化をもたらしました。このような中、本市といたしましても、ワクチン接種をはじめとする感染予防対策や事業者への支援策など、様々な施策を実施してきたところでございます。

現時点における国の動向でございますが、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけについて、今年五月八日から「五類感染症」へ移行することが決定されております。なお、ワクチン接種においては、これまで同様、自己負担なしでの接種が見込まれております。

このような状況下、市民の健康面に係るワクチン接種状況でございますが、二月二十一日現在、従来型及びオミクロン株対応ワクチンによる三回目の接種を完了された方は、二万四千四百五十六人、接種率は七八・五五パーセント、四回目の接種を完了された方は、一万七千八百十人、接種率は五七・二パーセント、五回目の接種を完了された方は、一万八千四百四十四人、接種率は三四・八三パーセント、オミクロン株対応ワクチンを接種された方は、一万六千二百三十二人、接種率は五七・三六パーセントとなっております。

一方、市民、事業者の皆様に対する支援策については、これまでも様々な施策に取り組んできたところでございます。

市民の皆様に対しましては、保育園などの児童福祉施設等や学校、コミセン、指定避難所等へのマスク配布などコロナ感染予防対策をはじめ、固定資産税、都市計画税の納期限延長や個人市県民税の申告期限の延長、水道料、下水道使用料の減免措置、更にいづれも収入減少等の要件はございましたが、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免措置や、市営住宅入居者に対する家賃の減免などを行っております。さらには、小学校の臨時休業等による放課後児童クラブへの利用料補助や修学旅行のキャンセル費補助、出産・子育て応援交付金事業などを実施するとともに、各町内に対しましても活動経費の支援や公民館等の空調設備の改修、空気清浄機の配備などを行ったところでございます。

事業者の皆様に対しましては、営業時間短縮に伴う協力金の支給に加え、本市独自の緊急経済対策として、売上が一定程度減少した事業者に対する小規模事業者持続化臨時給付

金や雇用支援補助金、利子補給金の各制度を創設するとともに、飲食店支援のための食べ飲み応援券事業などを実施しております。さらに、観光客向けに人吉よか旅事業や宿泊支援事業を実施するなど、市内観光産業の需要喚起を図るための施策等を展開しております。

そのほか、医療機関への感染拡大防止のための補助や、公共交通事業者に対しての支援など、様々な施策を実施してきたところでございます。

また、変動する世界情勢等の影響による原油価格・物価高騰対策としましても、様々に支援を行ってきたところでございます。

市民の皆様に対しましては、水道料、下水道使用料の減免や、浄化槽管理料、し尿汲み取り料への支援などに加え、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増など家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対する国の臨時交付金に市独自の補助を上乗せで支援する事業を実施しており、教育面では、食材費の高騰による学校給食事業の負担軽減に係る事業なども実施いたしております。

事業者の皆様に対しましては、保育園等への一時金の支給や、介護・高齢者等施設、障害福祉サービス等事業所への支援、医療機関等や調剤薬局への支援も実施してきたところであり、更には、農家等への支援として、飼料等価格や農薬の高騰に係る負担軽減のための事業を行うとともに、交通・運輸関係では、燃料費高騰に係るバス・タクシー等の公共交通事業者やトラック業者への支援を行ってきたところでございます。

このように、物価の高騰など、これからも厳しい状況が続いていくものと存じますが、市民の皆様健康を守り生活を守るための施策等について、関係の皆様のお力添えを賜りながら、今後も尽力してまいりたいと存じます。

次に、私の二期目の市政運営における主な事業の進捗状況等につきまして、御説明申し上げます。

市庁舎関係でございますが、平成二十八年の熊本地震発災以降、カルチャーパレスなど数箇所に市役所機能を分散し業務を行ってまいりました。新市庁舎建設途中の令和二年七月には、人吉球磨地域を含む九州南部に甚大な被害をもたらした彼の豪雨災害が発生しましたが、関係各位の御尽力により予定どおり完成を迎えることができ、総合防災センターとしての機能を有した堅牢な庁舎として、新たな一步を踏み出しております。

新市庁舎周辺の整備につきましては、現在、市庁舎別館の改修を進めております。今年の五月には保健センター等の移転を予定しており、市役所機能の一元化により、これまでに以上に市民の皆様利便性の向上が図られるものと存じます。

総合計画、復興計画関係でございますが、令和二年度から新たにスタートした第六次人吉市総合計画前期基本計画に基づき、本市の各施策を実施しております。しかしながら計画初年度の七月、豪雨災害が発生し、平時における計画の遂行が困難となり、また、本市の復旧・復興を最優先に施策を展開していく必要が生じたことから、令和三年三月に人吉市復興計画を策定し、更に同年十月、復興施策の具体的内容を盛り込んだ人吉市復興まちづくり計画を策定し、一日も早い復旧・復興の実現に全市一丸となつて取り組んできたところでございます。

このような中、第六次総合計画につきましては、令和五年度に前期基本計画の期間が終了しますことから、現在、後期基本計画の策定に取り掛かっております。また、復興計画につきましても、総合計画と同じく終期が令和五年度となっており、総合計画後期基本計画につきましても、復興計画を包含し、総合計画の中で市の各施策と復興関連施策の融合・両立を図ることとしております。さらには、国のデジタル田園都市国家構想を反映した総合戦略部分についても、総合計画前期基本計画と同様、後期基本計画への統合を図り、地方創生、DX（デジタルトランスフォーメーション）などの施策を併せて展開する予定としております。

公共交通関係でございますが、本市の交通政策の基本計画となります「人吉市地域公共交通計画」については、人吉市地域公共交通活性化協議会におきまして、今年度内の策定に向け作業を進めております。市の総合計画や復興計画などを踏まえ、まちづくりや観光、教育、福祉などの関連計画との整合を図り、誰もが暮らしやすい都市の実現、希望ある復興を支える基盤として、持続的な移動サービスの提供に向けた地域公共交通の構築を地域一丸となり目指してまいります。

新型コロナウイルス感染症がまん延した令和二年以降は、仕事面でもオンラインでの会議が増え、自宅等でのテレワークが当たり前になるなど、デジタル技術に触れる機会が多くなり、デジタルそのものを身近に感じる方が増えてきたものと存じます。また、国においても、デジタル技術の推進を政策の大きな柱とし、地方からデジタルの実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できるデジタル田園都市国家構想の実現を掲げられております。

このような中、豪雨災害で甚大な被害を受けた本市としましても、災害からの復旧・復興を一日も早く成し遂げるため、更には、災害前よりも豊かで住みよいまちを創るため、スーパースイッチ型国家戦略特区に挑戦するなど、様々な施策に取り組んできたところでございます。中でも、本市のスマートシティ構想を実現するための取組の一つとして構築した、ライティング防災アラートシステムは、水の手橋に水位センサーと連動した変色可能なLED照明を設置することで、有事には防災、平時には観光としての活用を図ってきたところ、さらには、本市のスマートシティ構想を推進するための方向性を定めた人吉市スマートシティ推進計画についても、年度内の策定を目指し、現在、最終調整に入っております。

本市が災害からの未来につながる復興を果たすためには、市民の皆様をはじめ、国や県、そして民間企業など関係の皆様との緊密な連携は不可欠であります。本市においても、行政手続きのオンライン化を図るなど、デジタル技術の更なる活用を図り、市民の皆様の利便性向上につながる施策を展開してまいりたいと考えております。

豪雨災害を受け、改めてその重要性が認識された行政からの情報発信関係でございますが、災害情報やライフラインに関することなどを迅速に市民の皆様にお伝えするため、発災直後の令和二年七月六日から、市公式ツイッターの運用を開始しております。また、昨年六月には、多くのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の中でも国内で

の利用率が高いLINEを活用した市公式LINEを開設するなど、緊急時の防災情報に加え、通常の市政情報等についても、より多くの皆様へ確実に伝えるための仕組みの充実を図ったところです。併せて、既に運用を開始しているフェイスブックやインスタグラム等の情報発信ツール、市ホームページ、そして広報ひとよしなど紙面での媒体も活用し、市民の皆様へ確実に情報が届く仕組みを構築しております。

さらには、人吉高校の生徒と協働し、豪雨災害での経験と教訓を踏まえ、復旧・復興の状況や被災地としての思いを世界に発信するため、令和三年十二月、ユーチューブを活用した「ぎゃんとこ人吉ch(チャンネル)」を開設しております。高校生が主体となって「人吉の今」を発信しており、若者ならではの感性を生かした人吉球磨の復興に資する取組となっております。

広聴関係でございますが、地域座談会「ひとよし未来カフェ」につきましても、コロナ禍と豪雨災害の影響により休止しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の状況が一定の落ち着きを見せたことから、各校区の町内会や各団体の皆様に御参加いただき、昨年十月から再開いたしました。参加者からは、豪雨災害からの復旧・復興に関することや各地域における課題、まちづくりのアイデアなど、様々に御意見、御要望を頂戴しており、活発な議論の場になったものと認識しております。参加いただいた各町内の皆様、各団体の皆様に、この場をお借りしまして改めて御礼申し上げます。

環境関係でございますが、地球温暖化に関する事項は世界的にも大変重要な問題となっております。本市としましても、国、県の動きを受け、昨年三月、二〇五〇年までにCO₂実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行い、地球環境に貢献する施策に取り組んできたところでございます。この取組の第一歩として、同じく昨年三月、オムロン・リアルソリューションズ株式会社と本市との間で連携協定を締結し、スポーツパレスに太陽光パネルや蓄電設備を設置するなど、一連の施設整備を実施することでCO₂排出量の削減を図ることとしております。

子育て支援関係でございますが、国は、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども家庭庁を創設し、こども政策を更に強力に進めていく方針を打ち出しています。子供の成長過程において、子供と家庭の福祉の増進、保健の向上を図ることは大切であり、子供の育成に相当な経費がかかる現代の子育て世帯の支援については、更なる充実が求められており、本市の取組も一部見直しが必要であると認識しているところでございます。中でも、子ども医療費無償化につきましては、以前から拡充を望む声を多くいただいております。これまでも慎重に検討を重ね、段階的に制度の充実を図ってきたところでございますが、先の熊本県議会十二月定例会において、蒲島熊本県知事からも、県内市町村への補助拡大など子育て支援対策を後押しするような発言があり、現代社会の情勢等も踏まえ、更には県内各市、近隣町村との格差をなくすためにも、この機会に制度の見直しを図る必要があると強く感じているところでございます。このようなことから、今回、無償化の対象となる児童の年齢を、現行の「十五歳まで」から「十八歳まで」に引き上げ、子育て世帯の負担軽減と適切な保健・医療・福祉の提供に資することで、子育て世帯の支援につなげてまいり

たいと考えているところでございます。

出産・子育て応援交付金事業関係でございますが、国全体において核家族化が進展し、また地域のつながりも希薄になる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭が増加しておりますことから、子育てに係る相談・支援体制の更なる充実と強化が求められています。このような中、国においても、出産・子育てに係る交付金制度を新たに創設されており、本市におきましても、子育て世代包括支援センターでのこれまでの取組に加え、妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談体制の確立と伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産・子育て応援給付金の支給など、安心して出産・子育てができる環境を整えてまいります。

さらには、経済的な支援に加え、家庭や子供を取り巻く環境の変化に対応するため、国のこども家庭庁創設の動きなども勘案しながら、本市の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化した「こども家庭センター」の創設につきまして、令和六年度中の設立を目指し準備を進めてまいります。

また、長引くコロナ禍や物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯の支援といたしまして、熊本県独自の新たな生活支援特別給付金が支給されます。対象となる世帯には世帯当たり二万円が給付され、複数児童がいる世帯には、第二子以降一人当たり五千円が加算されることから、速やかな給付に向け準備を進めてまいります。

障がい者福祉関係でございますが、現在、多くの自治体において手話言語条例の制定が進められております。全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重しながら、安心して暮らすことのできる共生社会の実現は、必ず成し遂げなければならぬものであると強く認識しておりますので、本市におきましても、市の責務と市民及び事業所等の役割などを明記した「人吉市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定し、障がい者支援の更なる充実を図るべく、様々な施策を推進してまいります。

高齢者福祉関係でございますが、介護保険事業計画・高齢者福祉計画の第七期計画に基づき、健康づくりの推進や関係機関との連携強化、適切なサービスの提供体制の整備など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めてまいりました。さらには、二〇二五年、そして現役世代の急減が見込まれる二〇四〇年を見据えた対策も講じる必要がありますことから、令和二年度に第八期計画を策定し、医療・介護が連携したサービス基盤の整備や介護人材の確保に加え、地域で共に暮らす人と人が支え合う自助・互助の関係を構築し、持続可能な介護保険制度となるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めているところでございます。

地域包括支援センター関係でございますが、高齢者の皆様が、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援を包括的に提供するための取組を行っております。その中核である地域包括支援センター業務につきましては、令和二年度から人吉市社会福祉協議会に委託しておりますが、その初年度となる令和二年七月に豪雨災害が起こり、要支援者の安否確認や避難所での相談対応、介護サービスの調整など、発災直後から迅速な支

援活動を行っていただいております。

また、介護や健康、権利擁護などの各種相談に社会福祉士等の専門職が対応する総合相談窓口や、認知症の疑いなど早い段階で積極的に関わっていく「認知症初期集中支援チーム」による活動など、高齢者支援に努めているところがございます。

介護予防関係でございますが、高齢者の身近なところでのデイサロンを実施しており、今年度は十二月末現在で、各地域で五百三十七回開催し、延べ五千六十九人の方々が参加されました。また、高齢者の介護予防のために必要な運動・脳トレの体操をバランスよく取り入れた「人吉ころばん体操」の普及を通じて、住民主体の集いの場づくりに取り組まれておられる団体の支援を行っております。

身近な生活の場での介護予防活動を継続するためには、支える人材の養成が必要であり、本市においても平成二十四年度から介護予防サポーター養成講座を開催し、今年度までに百十三人の方々が受講されております。講座終了後は、通所型サービスク（短期集中）事業やデイサロン、または地域で自主的に開設されているサロンなどで、介護予防の担い手として活躍しております。

また、全国的にも認知症高齢者の方が増加していることから、認知症の早期発見、早期対応、予防にも取り組んでおり、令和三年度からの新たな取組として、脳いきいきサポーターの養成講座や脳いきいき教室を開催しております。特に、脳いきいき教室においては、受講の前後で認知機能や短期記憶力、計算処理力が伸びるなどの効果が得られておりますことから、介護予防の取組と併せて、認知症予防にも取り組んでまいります。

市民の健康増進関係でございますが、自分の健康は自分で守るという意識を持つことが生涯にわたる健康づくりの基本であると考えますことから、自らの健康状態をしっかりと把握していただくための取組として、市民健診など様々な施策を実施しております。

また、市民の健康づくりを推進するため、第三期人吉市健康増進計画・食育推進計画に基づき各施策を進めておりますが、令和五年度に第三期計画が最終年度を迎えますことから、生活習慣病予防や重症化予防対策等を進めながら改訂作業に取り組んでまいります。

農政関係でございますが、人・農地プランにつきましては、今年度、新たに大畑・大畑麓地区と上・下田代地区の二地区について計画を作成し、作成済みの十四地区と合わせ、市内十八地区のうち十六地区の計画を策定いたしました。農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加といった問題は年々厳しさを増しておりますことから、今後も地域の皆様と話し合いを重ねながら、残り二地区の作成も含めまして、市全域での農業振興策の在り方等を検討してまいりたいと存じます。

団体営農業農村整備事業につきましては、令和元年度から実施してきた下戸越地区用排水路改修整備が昨年度完了し、今年度は、年次計画に基づき赤池水無地区頭首工ゲート設置工事を実施しております。

県営上原田地区土地改良事業につきましては、令和三年度、土地改良事業参加者へ水の意向調査を実施するとともに受益面積の確定を行い、事業計画変更に伴う関係機関との協議を行っております。今年度中には土地改良法手続きに伴う事業参加者への同意徴収が完

了しますので、令和五年度からの事業実施に向け、県営土地改良事業の申請手続きを進めてまいります。

地域デジタル通貨「きじうまコイン」関係でございますが、長引くコロナ禍の影響を鑑み、今年度も十月、十二月の二回にわたり、プレミアムポイント事業を実施いたしました。なお、これまでの取組により、きじコアプリのダウンロード件数も順調に伸びており、現在、約一万二千人の皆様に御利用いただいております。併せて、加盟店舗数も目標としていた百店舗を超え、御利用いただきやすい環境が整ってきたものと存じます。今後の対策としましては、市役所の手数料等の支払いにも利用可能となるよう準備を進めており、コインの更なる利便性の向上に努めてまいります。

ふるさと納税関係でございますが、今年度は二月十九日現在で一万七千四百六十三件、三億八千二百二十九万円の寄附をいただいております。これまでは豪雨災害に関連する寄附が多かったこともあり、件数、寄附額ともに昨年度より減少しておりますが、豪雨災害前と比較しますと一定の水準を保つ結果となっております。

また、企業版ふるさと納税でございますが、今年度は合わせて十社から、合計三百九十万円の寄附をいただいております。

御寄附いただきました個人及び企業の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、支援いただいた施策を着実に進め、本市の未来型復興に取り組んでまいります。

球磨川くんだり関係でございますが、豪雨災害で被災した発船場につきましては、発災から一年となる令和三年七月、「HASSENB A HITOYOSHI KUMAGAWA」としてリニューアルされ、新たな船出を切られたところ です。本市としましても、豪雨災害によって被害を受けた備品等について再取得の支援やリバーアクティビティに対する割引補助を行うなど、同社の早期復活に向け支援を継続してきたところでございます。

広域観光に関する取組でございますが、人吉球磨観光地域づくり協議会につきましては、令和三年六月の一般社団法人への移行後、更なる広域観光への取組強化のため、候補DMO（観光地域づくり候補法人）への申請を行っており、昨年三月に国から認定登録を受けております。今後は、地域連携DMO（観光地域づくり法人）への三年以内の登録を目指し、人吉球磨地域が一体となって取組を進めてまいります。

コロナ禍や豪雨災害の影響により中止しておりました人吉温泉まつりにつきまして、令和五年度は規模を縮小しながらも開催する方向で検討が進められております。時期や内容等については、現在、同まつり実行委員会で検討いただいております。決定次第、市民の皆様にお知らせいたします。

企業誘致関係でございますが、誘致活動を推進し新たな雇用の場を確保することは、若者等が地域に留まる要因の一つとなり得ますことから、人口減少が続く本地域にとりましても喫緊の課題であると認識しております。これまでも、南九州地域におけるアクセス環境の良さなど本市の地理的優位性を活かし、様々な産業分野における誘致活動や地場企業の事業展開支援など、雇用の促進、地域経済の発展につながる活動を展開してまいりました。

このような中、令和三年一月には、本市に本社を置く高橋酒造株式会社と旧田野小学校跡地等の利活用に関する覚書を締結したところでございます。その後、昨年十二月市議会におきまして譲渡承認をいただき、今年一月には、旧田野小学校の校舎や体育館を活用し、ウイスキー製造施設及び見学施設などの地域交流施設の整備計画について発表されております。

また、令和三年二月には、東京のITベンチャー企業である株式会社 iTAN（イタン）と、くまりば内のサテライトオフィス進出に係る協定を、同じく二月に、東京の不動産会社である株式会社 エフ・アール・エスト、データセンター及びコールセンターの進出に係る協定をそれぞれ締結いたしました。株式会社 iTAN におかれましては、くまりば二階に入居されており、プログラミング教育やアプリ開発、大学生向けのプログラミング事業を展開されております。株式会社 エフ・アール・エストにおかれましては、同年六月から開業されておりましたが、当初計画していた人員の確保が困難という判断から、残念ながら事業を撤退されております。

昨年六月には、上益城郡山都町に本社を置くヒノキ専門の製材業、株式会社 ランバーやまもと、人吉中核工業用地への施設の進出に関する協定を締結いたしました。土地の売却に向けた登記の手続きなど、現在、同社と継続的に協議を進めております。本市の森林における主要な樹種であり、また資源としても豊富なヒノキを活用した本地域産材のブランド化や新産業創出などの波及効果、そして新たな雇用の場の創出も見込まれることから、本地域の林業全体の振興にも大きく寄与されるものと存じます。

さらに七月には、大阪のIT企業である株式会社 エービーケーエスエスト、サポートセンターの進出に係る協定を締結しております。今後、コールセンター運営やICTサポート業務などの事業を展開されますが、今年の春から採用を始める予定と伺っており、本地域におけるしごとの創出、地域雇用の創出につながっていくことを期待するものでございます。

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館「くまりば」につきましては、平成三十年七月にプレオープンし、令和元年七月には、一階にコワーキングスペース「OSOTO Hitoyoshi」（オソト ヒトヨシ）を開設しております。その後、令和二年三月には、一階に会議室、二階にサテライトオフィスやシェアオフィスを整備しております。さらには、令和二年度中には、レンタルキッチンや簡易宿泊施設の整備を予定しておりましたが、同年七月に発生した豪雨災害で施設が被災し、整備工事も中断を余儀なくされております。一方、施設自体の復旧に当たりましては、くまりばにつながりのある皆様をはじめ、多数の災害ボランティアの皆様にご協力いただき、発災から七箇月後の令和三年二月には再開を果たしております。

再開後の状況でございますが、工事の中断を余儀なくされていたレンタルキッチンや簡易宿泊施設の整備も完了し、また、サテライトオフィスについては四部屋全てに入居いただいております。シェアオフィスについても六ブースが埋まるなど、順調に御利用いただいております。このようなことから、人が人と呼ばひ、企業が企業を呼ぶ好循環が生まれている

ものと存じますので、地域住民から復活の要望が多い温泉の復旧と併せまして、くまりばが持つ拠点性などその可能性を更に磨き、地域に元気と活力を与える施設となりますことを期待しております。

ひとよしくま熱中小学校関係でございますが、豪雨災害後の令和三年四月から計四回のオープンスクールを開催し、同年十月に第一期を開校しております。第三期までの生徒数は延べ四百七十名となっております。高校生から高齢者まで、全国各地の幅広い年齢層の方々に御参加いただいております。人材育成や関係人口の創出を目的とし、学びたい大人の社会塾として開校しております熱中小学校が、今後も継続し発展していくことを心より願う次第でございます。

移住定住関係でございますが、専用ポータルサイト「人よしライフ」を活用し、本市への移住定住に関する情報提供を継続的に行っております。また今年度は、東京や福岡などの都市圏で開催された移住関連イベントやオンラインによる移住マッチングイベントに参加し、移住定住に関心がある方へのPRを行うなど積極的に活動を行ってきたところでございます。

都市計画関係でございますが、まちづくりや土地利用の基本的な考え方、道路、公園等の都市施設の整備方針などを明らかにするとともに、具体的な都市計画を定める際の体系的な指針となります人吉市都市計画マスタープランについて、都市計画審議会の委員の皆様、とりまとめのための御意見をいただいたところでございます。本計画は、豪雨災害等の教訓を踏まえ、市民生活の基本となる基盤施設の復旧整備を行いながら、安心して永遠に住み続けられるまち、賑わいあふれるまち、自然環境が豊かで歴史と文化が息づくまちの創造に向け、都市づくりを推進していく予定としております。

また、都市全体の構造を見渡しなが、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導により、コンパクトなまちづくりを目指すための指針となり、都市計画マスタープランの一部となる人吉市立地適正化計画につきましても、令和五年度の策定を予定しているところでございます。

九州縦貫自動車道における人吉球磨地域の新たな玄関口として、令和元年八月に開通した人吉球磨スマートインターチェンジでございますが、本地域にもたらす波及効果は大きいものがあり、交流人口の増加に加え、物流の変化等に伴う経済の好循環にもつながっているものと存じます。併せて、本市においても農免道路など外環状における交通渋滞の緩和など、地域間交通の利便性向上に寄与しております。

また、スマートインターチェンジの開通に合わせ、「道の駅人吉」として開駅した人吉クラフトパーク石野公園におきましても、昨年の入園者数が七万人台に達するなど回復の兆しを見せております。同公園の活性化は、本市にとりましても重要な課題として捉えておりますので、伝統工芸の展示体験等に加え、キャンプ場など他の魅力的なコンテンツの充実を図りながら、市民や来訪者の賑わいの場づくりに努めてまいりたいと存じます。

学校教育関係でございますが、子供たちの学びと成長を支援するため、本市としましては、中学三年生の英語検定料も様々な取組を進めてまいりました。新たな取組としましては、中学三年生の英語検定料

に対する補助をはじめ、スクールタクシーの運行開始や外国にルーツを持つ児童生徒への日本語支援など、子供たちにとってより豊かな教育環境を創造するため、できる限りの支援策を講じてまいりました。

併せて、国のGIGAスクール構想に伴い、小学三年生以上の児童生徒と教職員を対象に、一人につき一台のタブレット端末を配備し、また、電子黒板についても一学級に一台ずつ設置するよう整備を進めてまいりました。さらに、タブレットの持ち帰りにも対応可能な学習支援ソフトを導入し、教育分野における情報化の推進にも取り組んでまいりました。

また、公約の一つでもありました子ども議会の開催につきましては、コロナ禍や豪雨災害の影響により中止した令和二年度を除き、毎年度開催することができました。子ども議員からは、「ふるさと人吉」をもっと良くしたいという思いによる建設的な意見が相次ぎ、そのような子供たちの姿が大変うれしく、また頼もしく感じたところです。同時に、本市の将来を担う子供たちが、生まれ育ったこの人吉市を誇りに思えるようなまちづくりに更に尽力していかねければならないと、私自身、決意を新たにしたところでございます。

時代の変遷とともに、日本国内、そして本市の教育現場においても様々な問題が顕在化しております。特に、子供の学力向上に向けた対策や特別支援教育の充実、いじめや不登校、家庭の経済状況などに起因する教育格差など、抜本的な答えを見いだすことが困難な問題が数多くあることも十分に受け止めております。このような問題を解決していくための努力を、市、教育委員会、関係機関等と連携し、今後も粘り強く続けていく必要がありますし、そのためにも、これまで以上に子供たちの学習環境や学校生活環境のより一層の充実に努めていくことが重要であると考える次第でございます。

学校給食関係でございますが、平成二十八年度から開始した学校給食費の一部助成は、子育て世帯の負担軽減のため、小中学生を対象に一箇月当たり約千円の助成を行ってまいりました。また、長期化するコロナ禍や世界情勢の変動等に起因する物価高騰対策につきましても、保護者の皆様の負担を軽減するため、食材費への助成等も実施してきたところでございます。

向上心に富み、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な生徒の学びを支援、人材育成を目的として設置しております人吉市奨学金制度でございますが、従前の貸与型奨学金制度に加え、令和三年度、新たに給付型奨学金制度を創設いたしました。二年度となる今年度は、令和五年度に高校や大学等に進学を予定している生徒七名を給付型奨学生として、四名を貸与型奨学生として内定しております。さらに、今年度は市内の事業所二社から寄附をいただいております同基金の更なる充実が図られたものと存じます。本制度を活用した生徒たちが、このような温かいお心遣いを忘れることなく、自身が描いたそれぞれの夢に向かって大きく羽ばたいていくことを心より期待しております。

地域による学校支援関係でございますが、平成二十年度から二中校区における学校支援地域本部事業に取り組んでまいりました。令和元年度からは、これまでの二中校区に加え新たに一中校区、三中校区を含めた市全体の取組として、「地域とともにある学校づくり」、

「学校を核とした地域づくり」を目指す地域学校協働活動へと移行しております。内容も書写や読み聞かせ、ミシンなどの技術指導、社会科見学などの学習支援、一斉下校やあいさつ運動などの登下校見守り、図書の新着や美化作業、更には門松づくりや学習発表会への参観など多岐にわたり、支援回数、支援者数とも大幅に増加しております。御支援、御協力を賜りました全ての皆様に、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

小学校運動部活動の社会体育移行関係でございますが、平成三十一年四月から、熊本市を除く県内全ての市町村において小学校の運動部活動が廃止となっております。このことを受け、本市としましても、地域の皆様と検討を重ねながら、「児童の運動習慣の二極化の防止」、「児童の生涯スポーツの入口として運動機会の創出」、「児童の身体機能向上並びに健康増進」を目的とし、市内の全小学校で移行に向けた取組を行っております。

具体的には、令和元年度から、市内小学校の四年生以上の児童に対し、特定の競技種目に限定しない総合的な運動の場を提供しております。

令和二年度から三年度にかけては、コロナ禍や豪雨災害の影響により、活動回数や参加者も減少傾向にありましたが、今年度は、活動の愛称を「モリスポ」と決定し、また、PTA連絡協議会の御協力による体験会などを実施したことから、参加児童についても増加傾向にあるところです。参加者へのアンケートなどからも、多くの児童が運動する楽しさや喜びを感じているといった御意見をいただいております。運動機会を提供する場として有効に活用いただいているものと存じます。

スポーツ関係でございますが、令和元年度以降は、数々の国際的なイベントが続いた期間でもございました。本市関連で申し上げますと、令和元年十一月から十二月にかけて、「女子ハンドボール世界選手権大会」が熊本県で開催され、本市においても、キューバ代表チームが事前キャンプを行われております。キャンプの受け入れに当たり、御協力を賜りました関係の皆様に、心から御礼申し上げます。

また、令和三年五月五日には、「東京2020オリンピック競技大会」の聖火リレーが行われ、ふるさと歴史の広場から青井阿蘇神社までの約二キロの区間を、十二人の聖火ランナーが走り抜けました。当日は、あいにくの荒天となりましたが、沿道には多くの人々が訪れるなど、豪雨災害からの復旧復興を目指す本市にとりましても、また市民の皆様にとりましても感慨深く、また心に残るイベントになったものと存じます。

ひとよし温泉春風マラソン大会については、令和二年度はコロナ禍や豪雨災害の影響により中止したところですが、同大会に代わるイベントとして、豪雨災害復興支援「ひとよし応援マラソン」をオンライン形式にて開催しております。また、令和三年度からは、名称を「ひとよし温泉マラソン大会」と改称し、前年同様、オンライン形式にて開催しております。なお、今年度については、コロナ禍の状況及び豪雨災害からの復旧復興状況等を鑑み、残念ではございますが中止したところです。開催を楽しみにしておられる方も多くいらっしゃると思いますことから、同大会実行委員会の皆様と共に、来年度の開催に向け協議を進めてまいりたいと存じます。

現在、国で進められているデジタル田園都市国家構想は、全国どこでも誰もが便利で快

適に暮らせる社会の実現を目指しており、「WELLERBEING」、いわゆる幸福度の増大を図ることが一つの指標とされています。年頭の記者会見で岸田首相が「異次元の少子化対策」という発言をなされ、今年四月にはいよいよ「こども家庭庁」が設置されることになりませんが、一昨年十一月に出されたこども政策の推進に係る有識者会議の報告書によりますと、我が国の子供のWELLERBEINGは低く、かけがえのない子供時代を健やかに過ごすことができていない、内閣府の調査では、「自分自身に満足をしている」子供・若者の割合は四五・一パーセントと諸外国に比べて低く、ユニセフの調査によれば、三八箇國中、身体的健康は一位だが、精神的幸福度は三十七位となっている、という報告がなされています。新聞報道などでも、今後、国において対症的な少子化対策から、時間がかかっても社会のあり様を見直す政策への転換が図られることへの期待が言及されており、子供・子育て、そして、子供の成長が幸福度につながるような日本であって欲しいと存じます。

我々に大きな感動を与えてくれた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、そのパラリンピックの生みの親と言われるルートヴィヒ・グットマン博士は、人生の苦難に対し「失ったものを数えるな、残されたものを最大限生かせ」という名言でその精神を残しております。我々も大きく傷つき、多くのモノを失いましたが、現在、明日、近未来、未来とそれぞれの時間軸にあっても、未来の子供たちを含む市民の幸福向上を追求していくために、現在全力を挙げて取り組んでいる未来型復興と、更にその先にある五十年後、百年後の豊かなまちづくりに向けて進んでいく人吉であってほしいと願っております。心の復興という点では、熊本県立大学との連携による地域おこしスタートアップ事業における大学生の発表の中で、復興における絆や関係の紡ぎ直しの大切さということが訴えられておりました。個人や一族では解決できないことも、コミュニティというチーム力によって対応できることを私たちは学び、支えられてきました。今こそ、一人ひとりの心をつにして、ご近所、町内、校区、人吉というコミュニティの再構築が求められています。一燈照隅万燈照国の例えどおり、市民一人ひとりが一隅を照らせば、現在取り組んでいる人吉ひかりの復興プロジェクトの拡がりのように人吉全体が輝くものと強く確信しております。

ここで、国が定めました令和五年度の地方財政計画及び本市の財政見込みについて、その概要を申し上げます。

国は令和五年度予算において、令和四年度第二次補正予算と一体として「経済財政運営と改革の基本方針二〇二二」に沿って、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX（グリーントランスフォーメーション）、DX（デジタルトランスフォーメーション）といった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や防災・減災、国土強靱化等の国民の安全安心の確保を始めとした重要政策課題にメリハリの利いた予算措置を行い、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくことを目指すとしています。

また、地方財政計画においては、地方税の伸びを四・〇パーセント、地方譲与税の伸びを〇・一パーセント、地方交付税の総額は、前年比一・七パーセントの増と見込む一方、臨時財政対策債の抑制に努め、社会保障関係経費の増加や地域のデジタル化、脱炭素化の推進など様々な行政課題に対し、安定的に財政運営ができるよう、一般財源総額について、令和四年度と同水準を確保することとされています。

しかし、本市におきましては、令和二年七月豪雨からの復旧・復興に係る財政的負担など地方財政計画では計れない財政的課題を抱えていることに留意する必要があります。

本市の令和五年度の財政見込みでございますが、まず市税につきましては、令和四年度の決算見込みを勘案し、令和四年度当初予算と比し四・五パーセントの増を見込んでいます。ところでございます。また、地方交付税は、特別交付税におきまして、過疎地域の指定に伴いこれまで準過疎地域として算入されていましたが交付税額が減となることを考慮し、令和四年度当初予算と比し一・二パーセントの減を見込んでいます。

歳出におきましては、令和五年四月が改選期ということもあり、骨格予算として編成をしておりますが、災害復旧などに係る起債償還が始まっており、減災基金から二億五千万円を繰り入れるなど、引き続き厳しい財政運営になることが予想されるところでございます。